

召待安輒賜轡云。以十一年十二月廿四日没。壽八十有二。私諡曰孔昭先生。遺命反葬于鶴來先塋之側云々。所著詩經訓解五卷。中庸解一卷。孫子伐柯三卷。能登遊紀二卷。白山遊覽圖記八卷附三大圖。文範・詩話・隨筆各一卷。易及老莊解未脫稿。文詩類未定數卷。并藏家。とあり。今按するに、金子氏の著書は、此の外にも白山史八卷。白嶽圖解などもありて、白山史に、天明元年七月。余始登白山云々。と見れ、夫れより第二遊・第三遊など、記載し、白山遊覽圖記の凡例にも、自少有志於白山之志。壯歲登陟者數次。預圖本州方面位置路程。又作紀行一篇。爾後癩離家多難。貨財盡盡無遺。既而漫遊于四方云々。とありて、金子氏の白嶽の山中に一心を盡せし功績は、誠に古今の一畸人ともいふべけれど、尾添の昌民が持傳へたる泰澄記・異考記・寂乘記、或は鶴來村春淨信が持傳へたる老耄獨語などいへる書類を據となし、白山比咩神社に傳來せる白山記・白山宮莊嚴講中記錄などの古記録をば一覽せずして、山中の故事を搜索せしは遺憾といふべし。晩年の人といへども、金子氏と松任の三宅橋園との兩生は、當國の産にて、學事に勉強せし畸

人なるが故に其の傳を記載す。  
 ○穴水町  
 一番丁より五番丁まであり。此の町はもと長氏の下邸の内にて、上家中と呼びたる地也。然るに明治四年戶籍編成の頃、下邸の名稱を廢し、更に穴水町の町名を立てたり。穴水は能登國鳳至郡の地名にて、長家の鼻祖長谷部信連以來二十世綱連の時まで、凡三百八十九年許世々穴水城に居住すと、三州志古墟考にもいへり。世俗の傳説にも、穴水は長家の本居なるよしいひ傳ふるに依つて、町名とはなしたるもの也。  
 ○長下邸來歴  
 古定書に載せたる、慶長十六年九月奥村河内守等運習屋敷奉行淺野將監等への奉書に、  
 御家中下屋敷  
 三萬三千石  
 一、八町二反半  
 長 九郎左衛門  
 自餘の分略寫之。  
 右中納言様御謔之並に、步割書付可遣旨、筑前様就御意

如此候。以上。

亥九月廿三日

奥村河内守  
 篠原出羽守  
 横山山城守

淺野將監殿  
 西村右馬助殿  
 河原兵庫殿  
 石川茂平殿  
 野村五郎兵衛殿

龜尾記に云ふ。長家上家中は、慶長十七年賜はる所也。今の藏屋敷並三輪氏邸地へかけて開禪寺の寺地なりしを、其時轉地すとあり。今按するに、開禪寺由來書に、慶長十七年石川郡泉野今之寺地拜領之證印有之。とも見られたれば、慶長十七年に賜はりたりし事知られけり。眞福院由來書にも、慶長年中長九郎左衛門上家中拜領地、武士屋敷之内に相成るに付、今之寺地拜領移轉仕。とあり。又龜尾記に、寛文十一年長家領地能州鹿嶋半郡召上げられ、金澤へ搬宅する頃、從うて家士共も此下邸に家居す。今猶此家中に其

時の家作の儘なるものあり。河野久太郎が家の門に寛文十二年と書付ありしとぞ。河野が家のみならず、此の外にもその以前よりの家作多しといへり。寛文十一年長家は舊領地を召上げられ、更に平均免を以て加賀・越中にて賜はりに付き、家人共へ心得方申渡の覺書寫。

覺

一、長九郎左衛門跡目嫡孫千松就被仰付、三萬三千石之御墨附被下之、則九郎左衛門に被仰付候事。  
 一、弟竹之助儀、爲堪忍領新知千石被下之候事。  
 一、故九郎左衛門家來之内、加藤采女・高柳馬左衛門・小林平左衛門・長伊左衛門、此四人與力被仰付候。乍然故九郎左衛門用事をも調候者共候故、御番御用等被指除候條、當九郎左衛門家來用事違候者共と心を合し萬端申付、九郎左衛門并竹之助作法能取立可申候。暨家中共下々に至迄、九郎左衛門幼少之儀候間、諸事縮能致裁許候様可被申付旨、御意御座候事。  
 一、故九郎左衛門跡目之儀、久敷知行之間、如前々被仰付度被思召候へども、寛文七年故九郎左衛門、浦野孫右